

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁  
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

## 改正後

(別添様式第三号)

(第一面) 略]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[略]			

(注)

[1]~(4) 略]

(5) 単体レバレッジ比率

[a~c 略]

d 項番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バツプラー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない (この場合には、当該項目の行を削除することができる。 )。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

[7]・(8) 略]

(別添様式第六号)

## 改正前

(別添様式第三号)

(第一面) [同左]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[同左]			

(注)

[1]~(4) 同左]

(5) [同左]

[a~c 同左]

d 項番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合にあっては、当該比率) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バツプラー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない (この場合には、当該項目の行を削除することができる。 )。

(6) [同左]

a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

[7]・(8) 同左]

(別添様式第六号)

(第一面) [略]  
(第二面)  
(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[略]			

(注)

[1]~(4) 略]

(5) 連結レバレッジ比率又は特殊レバレッジ比率

[a~c 略]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要特殊レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第七條第六項又は特殊レバレッジ比率告示第六條第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バツフナー比率又は所要特殊レバレッジ・バツフナー比率」には、自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) 又は特殊自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (特殊レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等においては、記載することを要しない。(この場合には、当該項目の行を削除することができる。)

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は特殊レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第七條第六項又は特殊レバレッジ比率告示第六條第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

[7]・(8) 略]

(例) 様式第十五号)

(第一面) [同左]  
(第二面)  
(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[同左]			

(注)

[1]~(4) 同左]

(5) [同左]

[a~c 同左]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率又は所要特殊レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書又は特殊レバレッジ比率告示第二條第二項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、当該比率) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バツフナー比率又は所要特殊レバレッジ・バツフナー比率」には、自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率又は特殊自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等においては、記載することを要しない。(この場合には、当該項目の行を削除することができる。)

(6) [同左]

a レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書又は特殊レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、当該比率を適用しない場合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

[7]・(8) 同左]

(例) 様式第十五号)

(第一面)  
(単位：百万円、%)

TLAC1：TLACの構成
【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～d 略]

【削る。】

(1) 【略】

(2) 自己資本比率規制上の外部TLAC

a 【略】

b 項番3「子会社発行のTLAC非適格その他Tier1資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他Tier1資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってその他Tier1資本の額に算入されている額を記載すること。

c 項番4「その他のその他Tier1資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行持株会社TLAC告示第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

d 【略】

e 項番8「子会社発行のTLAC非適格Tier2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているTier2資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってTier2資本の額に算入されている額を記載すること。

(第一面)  
(単位：百万円、%)

TLAC1：TLACの構成
【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～d 同左]

e この面におけるロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(1) 【同左】

(2) 【同左】

a 【同左】

b 項番3「子会社発行のTLAC非適格その他Tier1資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他Tier1資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってその他Tier1資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。

c 項番4「その他のその他Tier1資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行持株会社TLAC告示第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行TLAC告示附則第四条第一項又は銀行持株会社TLAC告示附則第四条第一項の規定によりその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部TLACに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。

d 【同左】

e 項番8「子会社発行のTLAC非適格Tier2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているTier2資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってTier2資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載すること。

f 項番9 「その他の Tier 2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行持株会社TLAC告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第七条第五号に掲げる Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

(3) 自己資本比率規制外の外部TLAC

a 略

b 項番 16 「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項に規定する額を、自金融機関が銀行持株会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項に規定する額を、それぞれ記載すること。

[4]～(6) 略

(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャー外部TLAC比率

a レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、これらの規定の適用がない場合には、この項全体を削除することができる。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第七条第六項又は持株レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。

[別。]

〔第二面〕・〔第三面〕 略

(別添様式第十六号)

(単位：百万円、%)

とを要しない。

f 項番9 「その他の Tier 2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行TLAC告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行持株会社TLAC告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第七条第五号に掲げる Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行TLAC告示別項第四条第二項又は銀行持株会社TLAC告示別項第四条第二項の規定により Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部TLACに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。

(3) 同左

a 同左

b 項番 16 「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、自金融機関が銀行持株会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ記載すること。

[4]～(6) 同左

(7) 同左

a 銀行TLAC告示第十一条ただし書又は銀行持株会社TLAC告示第十一条ただし書の規定により金融庁長官が別記定める比率を適用する場合に限り、当該比率を適用しない場合にあつては、この項全体を削除することができる。

b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第四項又は持株レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポージャーの額に算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。

Ⓔ (7)の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

〔第二面〕・〔第三面〕 同左

(別添様式第十六号)

(単位：百万円、%)

<p>KM2：主要な指標（TLAC要件）</p> <p>[略]</p>	<p>KM2：主要な指標（TLAC要件）</p> <p>[同左]</p>
<p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>[a～j 略]</p> <p>[削る。]</p>	<p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>[a～j 同左]</p> <p>と「ロ欄から本欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「この前四半期末」及び「この前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。